

(地 284F)

令和元年 10月30日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 川 広 己

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに
令和元年台風第19号による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

今般、厚生労働省医政局等から各都道府県医務主管課等に対して、標記の事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべき文書等が滅失した場合の取扱いを「文書保存に係る取扱いについて（医療分野）」（平成23年3月31日付厚生労働省医政局等発出の事務連絡(平成23年地I11F)でご案内）と同様とすることを示したものです。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにも関わらず、今般の災害により、やむを得ず滅失した場合（電磁的記録を含む）には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解する等とされています。

また、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況となった段階で実施することとしても、差し支えないとされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、被災県医師会におかれましては、関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。